

令和5年（2023年）4月7日

枚方市立中学校  
保護者の皆様

枚方市学校給食会事務局長  
(枚方市教育委員会おいしい給食課長)

新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業及び児童生徒出席停止に係る  
令和5年度（2023年度）の給食費の取扱いについて

平素は学校給食の運営にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

標題の件につきまして、新型コロナウイルス感染症により、学校が臨時休業等により給食が提供できなかった場合及び児童生徒が出席停止扱いとなった場合の、令和5年度の給食費を下記のとおりといたします。

記

1. 対象となる期間

4月11日（火）～5月2日（火）

※5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症の感染症法による分類が5類に変更されるため、学校臨時休業及び児童生徒出席停止に係る給食費の返還等を行いません。

2. 給食費の取扱い

出席停止期間の給食回数分の給食費を予約システムに返還します  
返還は、翌月末を予定しています。

3. 対象

- ・新型コロナウイルス感染者発生を受けて、学校が臨時休業等により給食が提供できなかった場合の児童生徒
  - ・「枚方市立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（保健管理）」に記載の、新型コロナウイルス感染症により出席停止措置となる児童生徒
- ※ いずれも給食予約者に限ります。

枚方市学校給食会事務局  
(枚方市教育委員会 おいしい給食課内)  
〒573-1159 枚方市車塚1丁目1-1 輝きプラザきらら 3F  
TEL 050-7105-8030  
FAX 072-851-1744  
MAIL kyushok@city.hirakata.osaka.jp